

特例施設占有者の指定申請手続について

山梨県公安委員会による特例施設占有者の指定を受けるためには、山梨県公安委員会に申請手続を行う必要があります。

申請する窓口	山梨県警察本部総務室会計課又は県下各警察署
申請に必要な書類	<p>1 次の事項を記載した申請書</p> <p>(1) 氏名等及び法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）</p> <p>(3) 物件の保管の場所</p> <p>(4) 施設における推定による1箇月間の遺失物法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p> <p>イ 住民票（本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等が記載されているもの）の写し</p> <p>ロ 遺失物法施行令第5条第5号ロ（1）から（3）までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>ハ 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>イ 法人の登記事項証明書</p> <p>ロ 定款又はこれに代わる書面</p> <p>ハ 役員に係る前号イ及びロに掲げる書面</p> <p>ニ 前号ハに掲げる書面</p>
指定を受ける特例施設占有者の要件	<p>百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>1 遺失物法第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が、遺失物法施行令第5条第1号から第4号に掲げる者に準じて多数に上ると認められる者であること。</p> <p>2 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>(4) 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに（1）から（3）までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>3 遺失物法第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。</p>